

平成 27 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 キ ャ ン バ ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 河 邊 拓 己  
(コード番号：4575 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 最 高 財 務 責 任 者 兼 管 理 部 長  
加 登 住 眞 (電話 055-954-3666)

### 行使価額修正条項付き第 10 回新株予約権（第三者割当て）の発行及び コミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 22 日付の取締役会決議において、第 10 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 27 年 7 月 9 日
(2) 発行新株予約権数	11,000 個
(3) 発行 価 額	新株予約権 1 個当たり 650 円（総額 7,150,000 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：1,100,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 812 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 1,100,000 株です。
(5) 資金調達額（新株 予約権の行使に際し て出資される財産の 価額）	1,268,150,000 円（差引手取概算額）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 1,160 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の 当社普通株式の終値の 90%に相当する金額に修正されますが、その 価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使 価額とします。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当ての方法による
(8) 割 当 予 定 先	メリルリンチ日本証券株式会社
(9) そ の 他	当社は、メリルリンチ日本証券株式会社との間で、金融商品取引法に 基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契 約を締結する予定です。当該第三者割当て契約において、以下の内容 が定められています。詳細は、3（1）「資金調達方法の概要」に記載 しております。 ・ 当社による本新株予約権の行使の指定 ・ 当社による本新株予約権の行使の停止 ・ メリルリンチ日本証券による本新株予約権の取得に係る請求 なお、当該契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の 承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、 上記の当社及びメリルリンチ日本証券の権利は、譲受人に引き継がれる 旨が規定されております。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、

調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記3(2)「他の資金調達方法との比較」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、メリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ日本証券」といいます。）より提案を受けた下記3(1)「資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記3(2)「本スキームの特徴」に記載のメリットがあることから、下記3(2)「本スキームのデメリット」に記載のデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達を行おうとするものであります。

### 【資金調達の目的】

当社は、癌細胞の細胞周期（細胞分裂に至る過程）が正常細胞と異なることに着目する独特の創薬アプローチを活かした抗癌剤の基礎研究及び臨床開発に取り組む、創薬ベンチャー企業です。現在当社は、臨床第2相試験（比較的少数の患者様で、候補化合物の有効性・安全性及び用法用量を探索的に検討する試験）を完了した段階にある抗癌剤候補化合物 CBP501、並びに、前臨床試験（臨床試験を開始するために行う動物等を用いた試験）を完了した段階にある抗癌剤候補化合物 CBS9106（提携先における呼称：SL801）の2つの開発パイプライン※を有しております。

これらの化合物はいずれも、上記の創薬アプローチに基づいて構築した当社独自のスクリーニング（薬剤探索）から獲得されたものです。

### ※当社の開発パイプライン

当社の開発パイプライン中で最も先行している化合物 CBP501 は、多様な細胞機能に関わる蛋白質カルモジュリンの制御機能を調整し複数の作用により抗癌活性を示す、独特の抗癌剤（カルモジュリンモジュレーター）です。FDAの規制下において、悪性胸膜中皮腫及び非小細胞肺癌（扁平上皮癌を除きます。）を対象とする臨床第2相試験を完了しております。

悪性胸膜中皮腫については、平成24年6月に開催された米国臨床腫瘍学会年次総会において、主要評価項目が達成されたことを含む速報結果を発表いたしました。また、非小細胞肺癌を対象とする臨床第2相試験についても、平成25年4月、特定の患者集団を対象とした解析で重要な副次的評価項目「全生存期間」における顕著な効果が示唆されたことを含む速報データを公表いたしました。

当社は現在、これらの試験データの蓄積をもとに、次相の臨床試験実施に必要な提携製薬会社確保に向けた提携パートナー獲得活動を展開しております。

また、可逆的CRM1（XP01）阻害剤であるCBS9106については、前臨床試験を終了した段階で実施した提携パートナー獲得活動の結果、平成26年12月、米国Stemline Therapeutics, Inc（以下「Stemline社」といいます。）との間で、同化合物の開発・製造・商業化に係る全世界（日本及び中国・台湾・韓国を除きます。）における独占的権利を供与するライセンス契約を締結するに至りました。現在は、Stemline社が進める臨床試験準備の支援を行う傍ら、日本・中国・台湾・韓国地域における提携パートナー獲得を図っております。

さらに当社は、当社独自のスクリーニングによる新たな薬剤候補化合物の探索のほか、既存パイプラインに関する基礎研究の成果を活かした次世代化合物の創出を目指しており、開発パイプラインの拡充による当社事業価値の向上を図っております。

一般に医薬品の開発プロセスは、長い期間と莫大な費用を必要とします。当社のような創薬ベンチャー企業が基礎研究・臨床開発・製造・上市・販売及び上市後のフォローアップ等をすべて単独で行うことは困難であることから、開発期間中においては製薬企業等との間で適切な提携関係を構築し、開発費の多くを提携先製薬企業等が負担する一方で、アップフロント収入・マイルストーン収入等によって基礎的な収支を賄い、将来の製品上市後においてロイヤルティ収入等により企業価値の最大化を図るのが、一般的な戦略とされています。当社は、CBP501に関して、平成19年3月に武田薬品工業株式会社と共同事業化契約を締結しておりましたが、平成22年6月に同契約を解消し、以来現在に至るまで、提携パートナーを有しない状態でCBP501臨床開発をはじめとする事業活動を継続しつつ、次

相以降の開発を一時待機状態として、新たな提携パートナーの獲得を最重要課題としてまいりました。

一方で当社は、提携パートナー獲得活動と並行して、CBP501 臨床第2相試験結果の詳細解析と追加的研究を進めてまいりました。

具体的には、非小細胞肺癌に対する臨床第2相試験の結果が、被験者のうち投与前の白血球数の少ない群 (n=96、投与群・対照群ほぼ同数) を抽出したサブグループ解析において CBP501 の顕著な効果 (「全生存期間」(OS)の延長) を示唆するものであったことから、当該サブグループ解析結果をもとに、CBP501 の作用メカニズムに係る追加的研究を進めたものです。

その結果、CBP501 は、これまでに発見又は想定されていた「癌細胞特異的にプラチナ系抗癌剤の細胞内濃度を高め、その抗癌効果を高める」等の作用に加え、CBP501 独特のカルモジュリンへの作用 (カルモジュリンの役割である細胞制御機能を調整する) を經由して、

「癌細胞の遊走能を抑制する」

「癌細胞の免疫回避を妨げ、免疫原性細胞死を促進する」

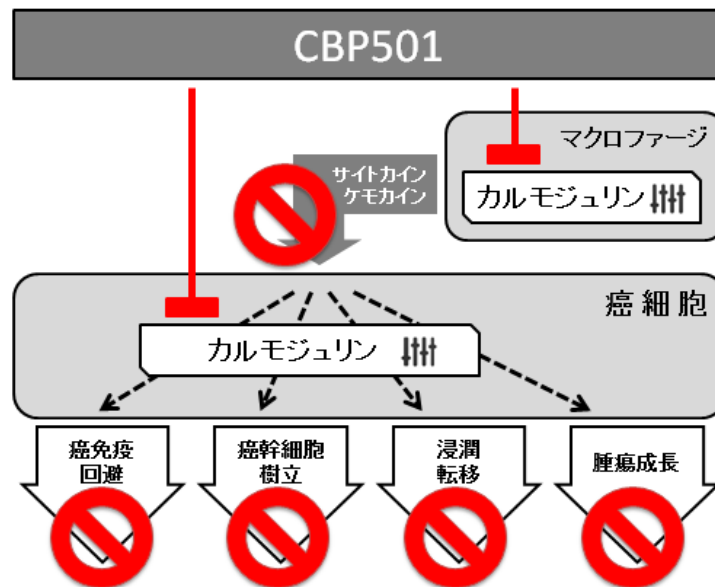
「癌微小環境で癌の増殖や転移巣形成を促進するマクロファージを阻害し、腫瘍の成長を妨げる」

「癌幹細胞の樹立を妨げ、癌幹細胞を減らす」

「癌の転移に關与する上皮間葉移行を抑制する」

といったさまざまな形で抗癌活性を示していることが明らかになりつつあります。

(CBP501 作用メカニズム：模式図)



上記のサブグループ解析において示された、投与前の白血球数の少ない群における CBP501 の顕著な効果は、この新たな知見に基づけば矛盾なく説明することが可能です。

しかしながら、サブグループ解析は「後解析」であり「仮説→証明」の順に獲得されたものではないことから、一般に、証明としての説得力が比較的小さいものとして取り扱われます。

そこで当社は今般、この新たな知見をもとに、白血球数等による被験者の絞り込みや投与方法の改良等、新たな設計を盛り込んだ小規模の追加試験 (以下「フェーズ 2b 試験」といいます。) を自社で遂行する判断に至りました。

このフェーズ 2b 試験において CBP501 の顕著な効果を再現することができれば、それは新たな知見の強力な裏付けとなり、CBP501 の魅力に係る説得力 (製薬企業等にとっての開発品導入魅力) を高めることができることから、従来からの最重要課題である提携パートナーの早期獲得に大きく寄与すると考えられます。

また、当社がフェーズ 2b 試験を遂行することは、提携パートナーに分担を求める開発リスクの減少を意味し、提携獲得活動におけるアピールポイントとなり得ます。すなわち、フェーズ 2b 試験の遂行は、同試験の遂行と並行して今後も注力する提携活動を後押しし、提携パートナーの早期獲得に寄与すると考えられます。

このような背景から、今般当社は、CBP501 にかかるフェーズ 2b 試験を自社で実施するべく、今回の資金調達を計画いたしました。

今回の資金調達には、上記のフェーズ 2b 試験に必要な費用（試験に使用する薬剤の製剤製造費用、治験申請手続費用、臨床試験費用、コンサルタント費用、外注委託費等を含みます。）に充当することを主要な目的として実施するものです。

またこれに加え当社は、今後 2 年程度の間、当社独自のスクリーニングによる新たな薬剤候補化合物探索への注力をさらに強めるほか、CBP501 臨床第 2 相試験データの詳細解析結果を出発点とした自社基礎研究に基づいて得られた同化合物の作用メカニズムに関する新たな知見に基づく次世代 CBP の創出に集中的に取り組み、開発パイプラインの拡充を目指します。今回の資金調達による調達資金の一部は、これら新規パイプラインの探索創出に必要な費用（候補化合物の分析、評価、非臨床試験、機械及び消耗品購入等）にも充当する予定です。

なお、基礎研究費及び運転資金については、平成 25 年に実施した第 9 回新株予約権の第三者割当てに伴う調達資金のうち実際に新株予約権が行使されたタイミングが当初の見込みより遅れたことに伴って支出時期が延長した分を当面充当する予定（平成 27 年 7 月～平成 29 年 6 月）ですが、今回の資金調達による調達資金はその後の期間に充当する予定です。

むろん、今回の資金調達によっても、当社の最重要課題が提携パートナーの早期獲得であることには些かの変更もありません。

今回の資金調達により、財務基盤の強化を図りつつ事業を推進し、当社の中長期的な企業価値の最大化を目指してまいります。

### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

#### （1）資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がメリルリンチ日本証券に対し、行使可能期間を約 2 年間とする行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第 10 項に記載されています。）を第三者割当ての方法によって割当て、メリルリンチ日本証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

当社はメリルリンチ日本証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。

#### 【本新株予約権の行使の指定】

コミットメント条項付き第三者割当て契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第 10 項に記載されています。）をメリルリンチ日本証券に付与したうえで、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定（以下「行使指定」といいます。）できる仕組みとなっており、メリルリンチ日本証券は、かかる指定を受けた場合、指定された数の本新株予約権を、20 取引日の期間中に、当社普通株式の終値が下限行使価額の 120%に相当する金額を下回った場合や当社から本新株予約権の取得に関する通知を受け取った場合には指定された数の本新株予約権を行使しないことができる等、一定の条件及び制限のもとで、行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの 1 ヶ月間又は 3 ヶ月間における当社普通株式の 1 日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の 3 日分を超えないように指定する必要があります。複数回の指定を行う場合には 20 取引日以上の間隔を空けなければならないが、また、当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額の 120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

#### 【本新株予約権の行使の停止】

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を

指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができます。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、上記の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてメリルリンチ日本証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

#### 【本新株予約権の取得に係る請求】

メリルリンチ日本証券は、平成 27 年 7 月 10 日から平成 29 年 5 月 31 日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に当該取引日の翌取引日に当社に対して通知することにより、又は平成 29 年 6 月 1 日以降平成 29 年 6 月 16 日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができます。かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として 15 取引日以内に本新株予約権を取得します。

#### 【本新株予約権の譲渡】

コミットメント条項付き第三者割当て契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

### （2）資金調達方法の選択理由

上記の資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっています。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる手法（エクイティ・コミットメントライン）です。そのため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、以下のような点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達は、資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

#### 【本スキームの特徴】

- ① 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、柔軟な資金調達が可能であること。
- ② 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 1,100,000 株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること（平成 27 年 5 月 31 日の総議決権数 45,888 個（発行済株式数 4,588,810 株）に対する最大希薄化率は、23.97%）。
- ③ 当社普通株式の終値が下限行使価額の 120%に相当する金額を下回る場合、割当予定先に対して本新株予約権の行使を指定することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。
- ④ 当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。
- ⑤ メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、かかる当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。
- ⑥ メリルリンチ日本証券に本スキームと同様のスキームに関して十分な実績があると認められること。

#### 【本スキームのデメリット】

- ① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ② 株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。
- ③ 株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ② 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ③ 他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。
- ④ 第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、及び現時点では新株の適当な割当先が存在しないこと。
- ⑤ 借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。

4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・本新株予約権に係る調達資金	1,283,150千円
本新株予約権の払込金額の総額	7,150千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,276,000千円
・発行諸費用（弁護士費用、価格算定費用、司法書士費用、信託銀行費用等）	15,000千円
・差引手取概算額	1,268,150千円

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途	金額（円）	支出予定期間
①CBP501 開発費（1） （臨床試験に使用する薬剤の発注等）	50,000,000	平成27年7月 ～平成28年6月
②CBP501 開発費（2） （臨床試験費用、コンサルタント費用、外注委託費等）	900,000,000	平成28年7月 ～平成32年6月
③新規パイプラインの探索創出 （候補化合物の分析、評価、非臨床試験、機械及び消耗品購入等）	200,000,000	平成27年7月 ～平成29年6月
④運転資金等	118,150,000	平成29年7月 ～平成30年6月

①フェーズ2b試験に使用するCBP501の原薬製造及び製剤化のための外注費用であり、外注先専門業者への支払に充当します。

②①と並行して、フェーズ2b試験のコーディネートをこなう専門業者（CRO）を選定し、試験開始の準備を開始します。規制当局との折衝のためのレギュラトリーコンサルタントもこの時点で選定します。これらと共同して臨床試験実施施設向けの資料（候補薬剤の性質や投与の留意点等が記載されます。）を作成・配布し、臨床試験実施施設を選定して、臨床試験を実施しま

す。これらに関連して追加の動物実験データ等が必要となる場合があり、その際には専門の外注業者に実験を委託することがあります。開発費（2）はこれら一連の費用に充当します。

- ③当社独自のスクリーニングによる新たな薬剤候補化合物探索への注力をさらに強めるほか、CBP501の作用メカニズムに関する新たな知見に基づく次世代CBPの創出により、開発パイプラインの拡充を目指します。このために必要となる、候補化合物の分析・評価・非臨床試験に係る外注委託費の支払、並びに、機械及び消耗品の購入費用に充当します。

- (注) 1 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
- 2 上記資金使途は、平成32年6月期までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその内訳については、変更される可能性があります。なお、資金使途及びその内訳を変更する場合には、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。
- 3 割当予定先との間で締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約には、当社による行使指定条項が定められておりますが、株価等によっては、当社が割当予定先に行使指定を行っても、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。また、平成28年6月時点までの本新株予約権の行使状況によっては、上記資金使途②CBP501 開発費（2）の支出開始時期及び支出規模の見直しを行う可能性があります。なお、上記見直しを行った場合、その都度、東京証券取引所へ適時開示を行います。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記2のとおり、今回調達する資金は、CBP501 フェーズ 2b 試験費用、基礎研究費及び運転資金に充当することによって、①CBP501の最重要課題である提携パートナー獲得の可能性向上に大きく寄与し、②当社創製化合物の研究開発進展及び開発パイプライン充実を図ることができ、③将来医薬品として上市された際にその販売から得られる利益並びに各パイプラインの提携が成立した場合の収入等によって当社収益向上に寄与するものであり、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社の配当予想、当社株式の流動性について一定の前提を置きつつ、割当先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について、当社は資金調達の実現を目的とするべく行使の停止を行わず随時行使指定を実施し、また割当予定先は権利行使期間にわたって分散的に権利行使（一度に行う権利行使の数は1回当たり20個（2,000株）を行うものとし、その他、当社が取得条項を行使しない、割当予定先が「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 【本新株予約権の取得に係る請求】」に記載のとおり株価が下限行使価格を下回った場合には当社に対して本新株予約権の取得を請求する等、一定の前提を置いて評価を実施し、本新株予約権1個の評価額を650円としました。

当社は、これを参考として、本新株予約権1個の払込金額を金650円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成27年6月19日）の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である812円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、下記「11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況 (4) 最近の株価の状況 ②最近6か月間の状況」及び「③発行決議日前日における株価」に記載の最近6

ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役全員も、株式会社プルータス・コンサルティングは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、株式会社プルータス・コンサルティングは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、株式会社プルータス・コンサルティングによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して株式会社プルータス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は株式会社プルータス・コンサルティングによって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、平成 27 年 5 月 31 日現在の総議決権数 45,888 個（発行済株式数 4,588,810 株）に対して最大 23.97%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、上記 2 のとおり、当社創製化合物の研究開発進展を図ることができ、将来医薬品として上市された際にはその販売から得られる利益によって今後の当社収益が向上することから、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、①新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 1,100,000 株に対し、当社株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 206,543 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。



## 7. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	メリルリンチ日本証券株式会社		
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目三井ビルディング		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ティモシー・ラティモア		
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業		
(5) 資 本 金	119,440百万円		
(6) 設 立 年 月 日	平成10年2月26日		
(7) 発 行 済 株 式 数	2,388,801株		
(8) 決 算 期	3月31日		
(9) 従 業 員 数	810名		
(10) 主 要 取 引 先	機関投資家、政府機関、内外の事業法人・金融法人		
(11) 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店		
(12) 大株主及び持株比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円)			
決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
営 業 収 益	52,640	52,584	71,942
営 業 利 益	△12,719	△1,436	14,148
経 常 利 益	△7,399	11,230	14,163
当 期 純 利 益	5,054	44,815	7,263
純 資 産	143,990	166,805	174,068
総 資 産	3,289,717	4,115,571	4,646,874
1株当たり当期純利益(円)	2,116	18,760	3,040
1株当たり配当金(円)	-	9,209	-
1株当たり純資産(円)	60,277	69,828	72,868

(注) メリルリンチ日本証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

### (2) 割当予定先を選定した理由

当社としては様々な資金調達先を検討してまいりましたが、メリルリンチ日本証券より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内外の金融機関からも資金調達の方法の説明や提案を受け、公募増資、MSCB、借入れ等の各種資金調達方法を検討いたしました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること等、当社のニーズに

合致するものではありませんでした。

また、当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内外の金融機関からも本スキームに類似した資金調達方法の提案を受けました。その中で、メリルリンチ日本証券から提案を受け、本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却方法として、メリルリンチ日本証券が有する機関投資家販売網やトレーディング機能等を活用して、株価に対する影響に配慮しつつ執行することを想定していることや、「1. 募集の概要」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由【本スキームの特徴】」に記載した商品性やメリルリンチ日本証券の過去の実績等を総合的に勘案して、メリルリンチ日本証券を割当予定先として選定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるメリルリンチ日本証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則) の適用を受けて募集が行われるものです。

### (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社とメリルリンチ日本証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約書において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、メリルリンチ日本証券と締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約において、原則として、単一暦月中に MSCB 等の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB 等の払込日時点における上場株式数の 10% を超える場合には、当該 10% を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置 (メリルリンチ日本証券が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該 10% を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。) を講じる予定です。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額 (発行価額) の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の平成 26 年 3 月期の事業概要に含まれる貸借対照表から、割当予定先における十分な現金・預金の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。また、本日現在においても、割当先からは、本新株予約権の払込金額 (発行価額) の総額の払込み及び本新株予約権の行使に足りる十分な現金・預金を保有している旨の報告を受けております。

### (5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

## 8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成 26 年 12 月 31 日現在)		
氏名	持株数	持株比率
大村明	165,100	3.77
日本証券金融株式会社	115,900	2.64
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) ILM (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	103,900	2.37
株式会社 SBI 証券	101,100	2.30
マイルストーン キャピタル マネジメント株式会社	67,000	1.53
武田薬品工業株式会社	64,500	1.47
大和証券株式会社	60,800	1.38

BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC 1SG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	57,000	1.30
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	50,800	1.16
菅沼正司	50,000	1.14

(注) 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

#### 9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成27年6月期当社業績に与える影響として、本新株予約権の発行諸費用(弁護士費用、価格算定費用、司法書士費用、信託銀行費用等)が計上されますが、平成27年6月16日公表の平成27年6月期業績予想修正には既に織り込んでおります。

なお、平成28年6月期以降の当社業績への影響に関しては、資金調達の進捗状況を見据えつつ順次開発を進めるため現時点で具体的な数値を算出することは困難であることから、開示すべき影響の発生が判明次第、適時に公表することといたします。

#### 10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、平成27年5月31日現在の総議決権数に対して最大23.97%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと(本新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

#### 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績

(単位：百万円)

	平成24年6月期	平成25年6月期	平成26年6月期
売上高	—	—	—
営業利益	△1,103	△651	△483
経常利益	△1,118	△641	△480
当期純利益	△1,119	△643	△376
1株当たり当期純利益(円)	△384.71	△198.81	△101.45
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	301.49	167.77	82.48

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成27年6月19日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	4,588,810株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	121,500株	2.65%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

##### (3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	4,588,810株	100.0%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	1,121,500株	24.4%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	1,121,500株	24.4%

上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。
-----------------------------	---------------	---------------

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年6月期	平成25年6月期	平成26年6月期
始 値	638	543	1,040
高 値	745	3,820	1,740
安 値	410	365	548
終 値	538	1,012	819

(注) 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
始 値	1,378円	1,687円	1,379円	1,389円	1,205円	1,158円
高 値	2,959円	2,075円	1,450円	1,438円	1,414円	1,390円
安 値	1,201円	1,313円	1,215円	1,247円	1,191円	1,158円
終 値	1,718円	1,360円	1,449円	1,248円	1,335円	1,160円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。  
2. 平成27年6月の株価については、平成27年6月19日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	平成27年6月19日
始 値	1,158円
高 値	1,176円
安 値	1,158円
終 値	1,160円

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第8回新株予約権

方 法	第三者割当てによる第8回新株予約権の発行
割 当 先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
割 当 日	平成24年8月27日
調達した資金の額	301,247,200円（差引手取金概算額299,691,300円） （内訳） 新株予約権発行分：1,495,200円 新株予約権行使分：299,752,000円
募集時の発行済株式数	2,910,500株
募集時の潜在株式数	712,000株
行使状況	全新株予約権が行使済です。
当初の資金使途及び支出予定時期	平成25年10月～平成26年6月の間に、①医薬品候補化合物 CBP501、CBS9106の分析、評価、非臨床試験、新規候補化合物獲得のためのスクリーニング等の研究費、②運転資金に充当予定。
現時点における資金の充 当 状 況	平成25年10月～平成26年6月の間に、上記資金使途に基づき充当済みです。

② 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第9回新株予約権

方 法	第三者割当てによる第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第9回新株予約権の発行
割 当 先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

割 当 日	平成 25 年 12 月 2 日
調達した資金の額	947,260,000 円 (差引手取概算額: 933,760,000 円) (内訳) 社債発行分: 104,700,000 円 新株予約権発行分: 4,960,000 円 新株予約権行使分: 837,600,000 円
募集時の発行済株式数	3,671,500 株
募集時の潜在株式数	310,600 株
行使状況	全新株予約権が転換及び行使済です。
当初の資金使途及び支出予定時期	平成 25 年 12 月～平成 27 年 6 月の間に、①CBP501 開発費 (次相臨床試験準備のための費用等) 400 百万円、②CBS9106 開発費 (臨床試験に使用する薬剤の製剤製造費用、治験申請手続費用、臨床試験費用、コンサルタント費用、外注委託費等を含む。) 133 百万円、平成 26 年 10 月～平成 27 年 6 月の間に、③これら化合物に係る研究費 (CBP501 及び CBS9106 の分析、評価、非臨床試験等を含む。) 並びに新規候補化合物獲得のためのスクリーニング等 200 百万円、④運転資金 200 百万円に充當予定。
現時点における資金の充當状況	転換・行使のタイミングが当初の見込みよりも大幅に遅れたこと (転換社債型新株予約権付社債の転換完了: 平成 26 年 9 月、新株予約権の行使完了: 平成 27 年 1 月)、並びに、CBS9106 開発費については平成 26 年 12 月にライセンス契約を締結し開発関連費用の支出時期が大幅に伸長されたこと等から、平成 25 年 12 月～平成 27 年 6 月の間に、当初の資金使途のうち①の一部 (CBP501 大量製造法の実用化開発等) 約 120 百万円、②の一部 (外注委託費、コンサルタント費用等) 約 50 百万円、③の一部 (試薬等の購入、外注委託費等) 約 50 百万円、及び④の全額 200 百万円の合計約 420 百万円を充當したにとどまり、未充當の約 510 百万円は現在、銀行預金として管理しております。 当該未充當分は、当初の資金使途どおり、平成 27 年 7 月～平成 32 年 6 月に①CBP501 開発費 (次相臨床試験準備のための費用等) として約 280 百万円、平成 27 年 7 月～平成 30 年 12 月に②CBS9106 開発費 (コンサルタント費用、外注委託費等) として約 83 百万円、及び③これら化合物に係る研究費 (CBP501 及び CBS9106 の分析、評価、非臨床試験等を含む) 並びに新規候補化合物獲得のためのスクリーニング等に約 50 百万円を充當する予定です。

以 上

(別紙)

## 株式会社キャンバス第10回新株予約権（第三者割当て） 発行要項

1. 本新株予約権の名称  
株式会社キャンバス第10回新株予約権（第三者割当て）(以下「本新株予約権」という。)
2. 申込期間  
平成27年7月8日
3. 割当日  
平成27年7月9日
4. 払込期日  
平成27年7月9日
5. 募集の方法  
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をメリルリンチ日本証券株式会社に割当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,100,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数  
11,000個
8. 各本新株予約権の払込金額  
金650円（本新株予約権の目的である株式1株当たり6.5円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,160円とする。
10. 行使価額の修正  
第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が812円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。  
本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間  
平成27年7月10日から平成29年7月10日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり650円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり650円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。



17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金 650 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成27年6月19日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 三島支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上